

被用者保険に関する高額療養費の取扱い

DX審査支払機構に委託した場合、医療費助成事業（被用者保険分）に係る高額療養費の取扱いは、平成18年厚生労働省告示により、国に公費負担医療と同様に**70未満の受給者は「標準報酬月額28万～50万」、70歳以上75歳未満の受給者は「一般所得者」**の所得区分で算定します。

【70歳未満の受給者】

所得区分（70歳未満）	医療費助成事業の負担限度額
標準報酬月額83万円以上	$85,800 + (\text{医療費} - 286,000\text{円}) \times 0.01$ (すべて標準報酬月額28万～50万円の所得区分による取扱い)
標準報酬月額53万～79万円	
標準報酬月額28万～50万円	
標準報酬月額26万円以下	
低所得者（住民税非課税）	

【70歳以上75歳未満の受給者】

所得区分 (70歳以上75歳未満)	医療費助成事業の負担限度額	
	外来	入院
現役並み所得者	22,000円 (年間144,000円上限)	61,500円
一般所得者		
低所得 II		
低所得 I		

※国保健康保険に関する高額療養費については、一部異なる取扱いとなります。

高額療養費の取扱い

- ① 高額療養費の算出基準は国の公費負担医療と同様に70歳未満の受給者は「標準報酬月額28万円～50万円」、70歳以上75歳未満の受給者は「一般所得者」の所得区分で算出
- ② 国の公費負担医療と同様の取扱いとなるため多数回該当の除外
- ③ 世帯合算の対象から原則除外
- ④ 高額療養費はDX審査支払機構で計算のうえ保険者へ請求